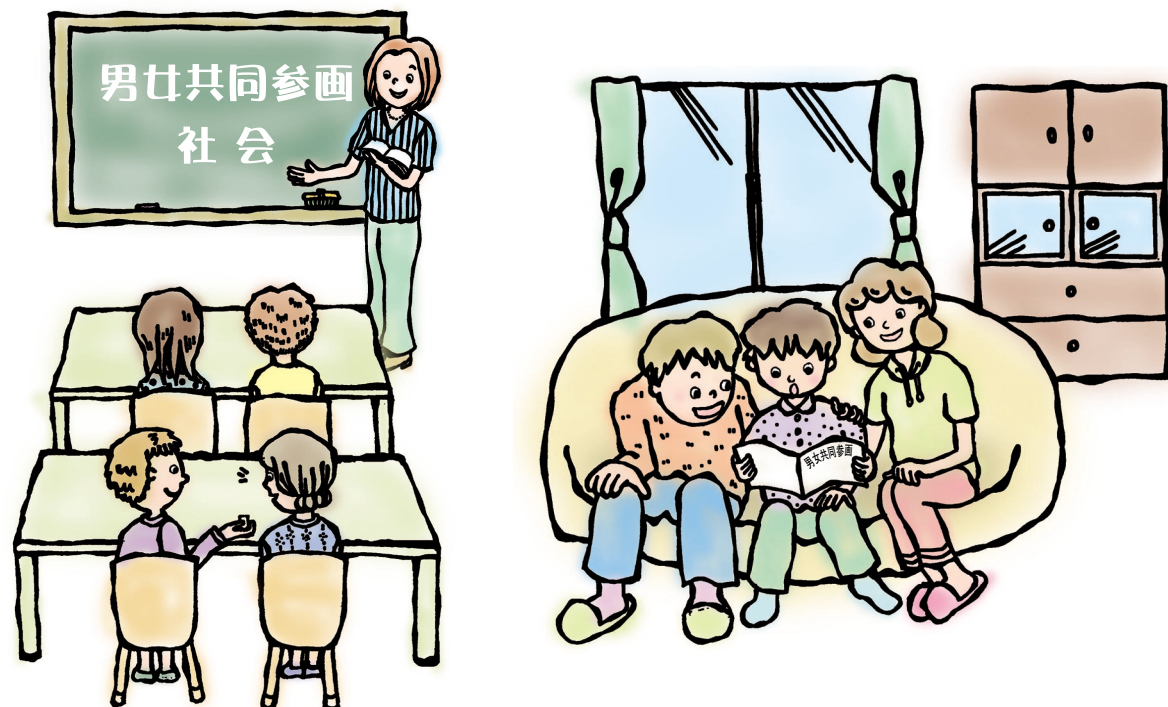


第12条 市民の理解を深めます

市は、みんなが男女共同参画について、よく理解できるよう、いろいろな広報活動をするんだよ。



第13条 市民の活動を支援します

市は、男女共同参画についての活動を応援するため、いろいろな情報の提供や知識のある人を紹介するんだよ。



第17・18条 市は、申出や相談を受けつけます

市が行う、男女共同参画についての施策に意見があるときや、男女の間で暴力を受けて悩んでいるときは、申出や相談ができるんだよ。



第19条 男女共同参画審議会

「審議会」は、いろいろな方面から調査して、市にアドバイスしたり、条例が正しくいかされているのかチェックするんだよ。

